

第1回湖周地区最終処分場候補地選定委員会 会議録

令和7年8月22日（金）午前10時～午前10時30分

9名出席

（事務局）

時間となりましたので、ただいまから第1回湖周地区最終処分場候補地選定委員会を開会いたします。本日進行を務めます事務局となる環境課の中澤です。よろしくお願いいたします。それでは次第に沿って進めてまいります。

任命書の交付ですが、次第裏面にございます名簿の掲載をもって交付に代えさせていただきますので、何卒ご了承をお願いいたします。後藤委員長からご挨拶をお願いいたします。

（後藤委員長）

湖周地区の最終処分場候補地選定委員会ということでお集まりいただきました。この選定委員会の任務でありますけれども、建設候補地の審査選定、これが任務であります。現時点において、民有地の公募をしている最中でございますけれども応募の締め切りを待たずに、応募の締め切りの前に選定に関する様々な指針や項目、評価の観点等を固めて応募を待ちたいということで、このタイミングで開催をさせていただきました。

現時点においては民有地の公募について応募がない状況でありますけれども、応募に関する具体的な相談、問合せについてはいただいております。今月末の締め切りまでに応募いただけることを期待しているという現状でございます。

これまで1月から先月まで重ねてきた検討会議で揉んだ選定の指針等をこの選定委員会で確定いただいて応募を待ちたいと思いますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。私からの挨拶といたします。さらに、この選定委員会は基本的に公開で行ってまいりますので、その旨ご承知いただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。ここから議事に入ってまいりたいと思います。後藤委員長の進行でお願いいたします。

(後藤委員長)

はい、それでは次第の4番、確認事項に入ります。改めてこの委員会の目的について事務局から説明を申し上げます。お願いします。

(事務局)

はい。それでは事前に配付させていただいております資料に基づいて説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。こちらは既に告示されておりますが、湖周地区最終処分場候補地選定委員会設置要綱でございます。一通り説明をさせていただきます。

まず第1条の目的としまして、湖周行政事務組合が市内において建設を予定している一般廃棄物最終処分場に関して、その建設候補地を選定し、湖周行政事務組合に対して報告するため、本委員会を設置するものでございます。

第2条の委員会の所掌事務でございます。施設の建設候補地の審査に関することがまずあります。この審査というものを具体的に申し上げますと、調査・評価等が入ってきます。そして、候補地の選定に関すること、それぞれに関して必要と認める事項としております。

それから第3条の委員会の組織でございます。今お集まりの6名の皆様を委員とします。そして第2号としまして、その他施設の建設候補地の選定に当たって必要な市の職員としております。評価項目によってはこの5名の部長以外の部署の意見を聞く場面が出てくる可能性もございます。必要に応じて担当職員の出席を求めることを想定しております。

第4条の任期でございます。任命の日、本日から第2条に規定する事務が終了する時までとさせていただきます。

第5条ですが、委員長には後藤副市長、副委員長には大館市民環境部長をもって充てることとしております。

第6条ですが、第2項をご覧ください。委員会は必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる者以外の者に委員会の会議への出席を求めその意見を聴くことができるとしております。評価に当たって学識経験者など知見を有する人の意見を求める場合が出てくる可能性があるため、必要に応じて出席を求めることを想定しております。

以上設置要綱につきまして、本会議の目的、設置の目的を含めてご説明させていただきました。よろしくお願いします。

(後藤委員長)

ありがとうございました。この設置要綱については、既に告示がされている要綱でございますので、内容を確認いただいたということで次に進みたいと思います。

それでは次第の5の協議事項です。候補地の選定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。それでは選定指針それから評価項目、評価基準を通して説明をさせていただければと思います。

まず資料2-1をご覧ください。候補地選定指針でございます。一般廃棄物最終処分場の建設候補地選定に当たり、自然環境に配慮するとともに、災害対策に万全を期し、地域に受け入れられる持続可能な施設の整備運営を実現するため、以下三つの基本的指針を定め、これに沿って選定することとしたいと考えております。基本的指針は左側に掲げております三つです。まず一つが安全安心な施設運営、二つ目として地域住民の理解、三つ目として経済的で利便性の高い施設でございます。これら三つの基本的指針に基づいて、候補地として求める要素・着眼点を、その右側に分類しております。

安全安心な施設運営としましてはまず第一には低リスクであることが考えられると思います。土地利用等の規制が少ない、これは都市計画区域ですとか、立地適正化計画、それらに沿っているかどうかというところを見ていきたいと思います。環境リスクが低い、これは自然環境、あるいは動植物等あるかと思いますが、そうい

った環境リスクが低いこと。そして災害リスクが低いこと。土砂災害の危険性はどうか、地震の危険性はどうなのか。そういったところを見ていきたいと思っております。

そして二つ目の地域住民の理解でございますが、二つ掲げております。住民合意の容易性、そして周辺環境との調和でございます。住民合意の容易性は何より重要と思っております。土地所有者の合意が見込めるのかどうか、そして地元自治会、やはり地元区の合意の見込みがあるのかどうかというところは大きな評価要素になってくるのかなと考えております。それから、生活環境への影響が少ないというのは、立地する場所、候補地となる場所の周辺環境、住宅ですとか制限ですとか、そういったところを見ていく必要があるかと思えます。それから土地活用の可能性が高い、これは最終的な将来的な展望にはなりますけれども、廃止後の跡地利用等そういった将来も含めたところも考えていく必要があるかなと思っております。

三つ目の経済的で利便性の高い施設につきましては、経済性、利便性でそれぞれ掲げております。アクセス道路、電気上水道等が確保できるかどうか。やはりそういったインフラ設備が必要となりますので、整備の容易性等は重要な評価項目になろうと考えます。それから排水処理水の放流先が確保できるのかどうかということも、もし下水道接続が可能であるとするならば、やはり無放流よりは経済的には有利になるかなと考えております。必須ではございませんけれども、やはり経済性を考えるとそういったところは見ていければいいかなと思っております。そして利便性のところでは、現在岡谷市にあります湖周クリーンセンターから灰が出てきますので、そこからの距離がどうか。それから埋立物の運搬の道路状況もありますけれども、やっぱり容易なのかどうかということを見ていきたいと思えます。そして最後ですけれども地域裨益の可能性のあることを入れております。例えば、処分場敷地内に設置した太陽光発電設備によって発電した電気を地元地域で使っていただくとか、そういったことがもし可能であるとするならば、実現するとすれば、より好ましいのかなと考えております。そういったところを再エネという観点から見ていければいいかなと思っております。以上、このような形で基本的な選定指針を定めまして、次の資料 2-2 につながってまいります。候補地選定における評価ということでご覧いただければと思います。

(1) 評価項目と評価基準でございます。表の左側から申し上げますとこの基本的指針は先ほどの資料 2 で示した三つでございまして、それに基づく 6 分類、ここに書いてあります六つに分類をしております。そしてこの六つの分類に沿ってこれに含まれる

項目というものを設定しました。公益社団法人全国都市清掃会議というところが出しております文献で「廃棄物の最終処分場整備の計画・設計・管理要領」というものがございます。そこに示されている評価項目も参考にしつつ、当市の実情に合わせまして、独自の項目も含めて全 28 項目を設定しました。その項目の観点とすればその右側、そして評価基準というふうな形で表が出来上がっております。

1 から 5 までの項目は、立地回避区域と分類しておりますけれども、公募要領でもこういったところがないことということで必須事項として定めておりますので、立地回避区域としております。保安林、河川区域、土砂災害等のリスク、文化財、自然公園の項目から、こういったものがないかどうか、というところで「適性が高い」、「適性が普通」、「適性が低い」ということで 5 点、3 点、1 点の点数を配分して、基準を設けております。あるかないかで二分されれば 5 点か 1 点かになりますし、その中間点として考えられる評価内容が可能性としてあるならば 3 点という「適正が普通」という基準を設けております。これは以下 28 項目まで同じように考えています。

次の候補地の状況という分類がありますが、この地質の中にいくつか項目の観点がありますけれども、ここも大事な要素でございますが、その中の活断層につきましては、国土地理院が公表している活断層、推定活断層があればこちらは除いてくださいということで必須事項としております。一部必須事項がありますので、この赤色で示してあるような形です。

それから 7 の面積・形状、こちらは必須ではないですけど望ましい事項として、おおむね 2 ヘクタール以上の土地があることとか、急勾配がそれほどないこととか、そういったことで公募にも示しておりますので、望ましい事項として黄色く示しております。この黄色く示してあるものは以下の項目にもいくつか出てまいります。そして施設配置、広さは十分なのか、工事大丈夫なのかとか、そういった観点でございます。

次に候補地および周辺地域の規制関係ということで都市計画の観点で見ていく必要があるかと思えます。用途地域の指定があるのかどうか、それから立地適正化計画における指定ということで、立地適正化計画においては都市機能誘導区域と居住誘導区域が定められておりますので、そういったところに当てはまらないかというところは最低限見ていく必要があるかなと考えております。

それから 11、12 につきましては、自然環境ということで、自然環境保全条例における指定はどうかとか、希少動植物について広く認められているようなそういった生息

繁殖があるかどうかというようなことも文献等、また県のレッドリスト等から検証をしていきたいと考えております。

2 ページのほうをご覧ください。この 13 から 19 につきましては土地の状況、利用状況等を生活環境も含めてですけれども、これだけの項目を揃えました。土地利用について地目はどうかとか現在の現況はどうかというところを確認すること。それから農用地となっているかどうか、農振地域があるかどうか。それから周辺施設としては、学校施設があるかどうか通学路になっているかどうか、そういったところに着目していきたいと思います。それから、付近の住宅分布、戸数がどれくらいあるのか、密集度、そういったところを含めて確認をしていく必要があるかなと思います。

それから 17 番目に地元同意の容易性ということで、望ましい事項として公募要領にも謳っておりますけれども、地権者の同意、地元自治会の同意が得られる見込みがあるかどうかというところ、この辺については公募の申請書類に書いて出していただくことになっておりますので、その辺から確認をしていきたいと思います。

その他の生活環境 18 番目ですけれども、生活に利用している水源があるかどうかというところも見ていきたいと思っております。

それから 19 の地域還元ということで、先ほども少し指針のところでも触れましたけれども、埋め立て終了廃止後の土地活用、周辺との調和というところを将来のところではございますけれども、可能性を見ていきたいと考えております。

20 番目から 28 番目につきましては施設の整備・経済性に関するものでございます。20 の放流先の確保ということで、これは必須でもなく望ましいということも謳っておりませんけれども、経済面で有利になる下水道への接続が可能かどうかというところで、その区域が認可区域になるのかどうかというところをまず見ていきたいと考えております。

それから用地取得の容易性ということで、やはり市有地であれば、もちろん取得の必要がないので当然いいわけですが、こちらにつきましては、今回市有地として候補地を評価対象に載せることは叶いませんでしたけれど、民有地としてはどうなっているか、地権者が多ければ多いほど取得については困難度が少し増してくるかと思しますので、どのくらいの地権者が申請地にあるかどうかというものは見てまいりたいと思います。

それから 22 の幹線道路から候補地までの道路状況ということで、やはりそれなりの運搬車両が通りますので、その敷地まで行く道がどうなるか。仮に狭くても拡幅工事

が可能かどうかというところは見ていきたいと思っております。

それから中間処理施設からの距離、所要時間ということで、湖周クリーンセンターからの距離がどうなっているか。やはり近ければいろんな面で事故の確率やリスクの軽減だとかそういったこともありますし、経済的にも優れていますので着目したいと考えております。

それから 24 の電力通信の確保。やはりこの施設は電力を使います。おそらく施設稼働すれば常駐ということになりますし、それぞれ湖周クリーンセンターとか他との通信も必要になるかと思いますので、電力通信等、最低でも電話になるかと思いますが、ともそういった確保ができるかっていうことで二択、可能か困難かっていうことになりますけれども、ここは着目するに値するところかなと思っております。次の 25 と併せて、ここは望ましい事項としております。

25 施設プラント用水及び生活水の確保ということで、やはり水処理には水を使いますので、そういった水が確保できるかどうかというところが大きな着眼点となってくるかと思います。

続きまして造成費。その土地の形状だとか市街地からの距離によっては造成費、地盤改良費が必要になるかどうかというところがおおよそ判断できるかと思っております。併せまして施設整備費です。これは土地の形状だとか土地の状況によっても工事費の見込みがどれくらいあるかっていうところがある程度判断できてくるかなと思っております。

最後にエネルギーでございますが、やはり今後、再エネを考えていこうということが求められる中で、再エネの導入、主には太陽光になるかと思いますが、そういったものももし導入できるのであれば、覆蓋施設、クローズでございますので、屋根だとか、今後の技術革新によっては壁面だとか、そういったところにも太陽光発電所設備が設置できる可能性が広がってまいりますので、そういった可能性として見ていきたいと思っております。以上 28 項目を説明させていただきました。

それでは次の 3 ページをご覧くださいと思います。この評価基準、評価項目をセッティングしまして、どうやって評価していくかというところでございます。今日評価方法として提案させていただきたいのが、この (2) でございますけれども、なるべく客観的な評価が可能となるように定量的な指標を設定し、評価の重み、配点の設定に当たって、公平性、透明性、合理性を確保するため AHP を採用したいと考えております。この AHP、あんまり耳慣れませんが、日本語で訳すとすれば階層的意味

決定手法ということで、この廃棄物処理施設に限らないんですけれども、広く使われているものでございます。総合判断評価の仕組みを階層構造に構造化して、意思決定を行うということでございます。

この AHP を採用する主なメリットとして考えられることとしましては、例えば、評価項目がたくさんあって、お互いに共通の尺度がないような場合であっても、解決することが可能と言われております。また、この後説明しますけれども、一対比較をしてそれで重みづけをしてまいりますけれども、一対比較に特別な単位は用いませので、様々な対応を同列に扱えるといったメリットも考えられるところでございます。そういうことで今申し上げた理由から AHP を採用して今後評価してまいりたいと思っております。

それでは（３）の評価項目の重みの設定でございます。今申し上げた考え方に基づいて、先ほどご説明した 28 項目をどの程度重要視していくかということについて項目間を一対比較によって定量化していきます。その一対比較においては、評価項目の中から二つを取り上げて比較して重み付けしていくものでございます。一つの項目と一つの項目を突き合わせてどうなのかということで、この一対比較値を 5 段階に分けております。この下の一対比較表も一緒にご覧いただきながらご確認いただければと思いますけれども、一対比較値による各評価項目の重みを、こういった表によって評価項目ごとの配点を評価項目の重要度によって傾斜配分をしていくということでございます。例えばこの表は 28 項目のうち四つばかり抜き出しておりますが、左側に土地災害のリスク、面積形状など四つこれを並べて同じ 4 項目を上側にも土地災害等のリスク、面積形状というように並べております。これを一覧表にして、この左側が上側に対してどうなのか、重要なのか重要でないのかっていうところで、マトリックスにしまして重み付けをしていくということでございます。

例えば、土地災害等のリスクが土地災害等のリスクに対してであれば、同じ項目でするので同じぐらい重要ということで 1、これはもう同じものが対応していれば 1 ということになりますけれども、土地災害等のリスクは面積形状に対して重要度はどうなのかということになります。一対比較値を見ていただきまして、五つの区分をしております。左側が上よりも重要であれば 5、やや重要であれば 3、同じあれば 1、あまり重要でなければ 0.3、重要でなければ 0.2 という段階を作っております。この場合は土地災害等のリスクは面積形状よりやや重要と考えて 3 としております。また、その横にいただきますと、放流先の確保、これも大事ではございますけれども、やはりこの土地災害等のリスクの方が、やはり重要度は非常に高いと考えて 5 と

というような形で見ていただければと思います。土地災害等のリスクが面積形状よりもやや重要ということで3をつけますので、今度左側の面積形状が上の土地災害等のリスクに対してどうなるかということその逆になりますので、0.3という値にしているというものでございます。1であれば1同士であり、3であればその逆は0.3でありますので、そういうふうに見ていただければと思います。

これを先ほどご説明した28項目を左側と上側に全て並べまして、それぞれ一対比較をして、今例示してありますこの表よりもっと大きい表になりますけれども、28項目分全てを表示して作成をし、重み付けをしていきます。それぞれに対して、先ほど1、2ページでご覧いただきました適性が高い5点、適正が普通3点、適性が低い1点という評価基準を掛け合わせて、最終的には28項目が全て5点満点であれば100点満点になるっていう計算になるよう値を設定します。それぞれの項目の配点数に対して、先ほどの評価基準に合わせた適正性が高い、普通、低いとして5、3、1をかけてそれぞれの項目の点数をはじき出し、最終的に28項目分を足し上げて、100点満点中何点になるかということで点数を出して、最終的にその候補地の評価点数として導き出したいと考えております。

本日はこの中から4項目にしておりますけれども、次回以降の委員会では全てを詳らかに示して、ご意見をいただき決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。説明は以上となります。よろしくお願いします。

(後藤委員長)

ありがとうございました。選定の指針、選定の項目それから選定の基準について説明を受けました。これまで検討会議の中で積み上げてきた内容ですので、中身についてはご承知をいただいているかと思います。ここにお集まりの委員の皆さんには建設候補地について、ただいまの基準、評価方法によって点数付けを行っていただく、これが皆さん方の任務ということになります。改めて指針、項目、基準をお聞き取りいただいて、何かご質問ご意見があればここで受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この選定委員会としてこの指針、項目、基準をもって今後審査に当たっていくということを改めて確認をいたします。よろしいですか。はい、ありがとうございました。それでは選定委員会として、この指針項目基準で今後進めていくということで、決定をいただきました。協議事項についてはここまでということといたしま

す。進行の方を事務局へ戻します。

(事務局)

後藤委員長ありがとうございました。それでは次第に戻っていただきまして事務局より連絡させていただきます。次第のその他のところでございます。特に書いてはございませんけれども、口頭にてお示しさせていただきます。現在公募期間中でございまして、今月末をもって公募を締め切るわけでございます。後藤委員長のご挨拶にもありましたとおり応募を期待しているところでございますけれども、応募があれば、第2回選定委員会を9月中に開催させていただきまして、実際に応募いただいた場所につきまして現地確認を実施したいと考えております。委員の皆様にもまた改めて日にち等をご案内させていただきますけれども、ご都合つけていただいて現地を一緒にご確認いただきたいと思います。それを第2回委員会として開催したいと考えております。予定としては以上でございます。

事務局からは以上でございます。最後に委員の皆様方から何かご意見とかございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。慎重なご審議賜りましてありがとうございました。それではただいまを持ちまして第1回湖周地区最終処分場候補地選定委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。